

# 序章 はじめに

## 1 景観基本計画策定の背景と目的

---

調布市は、国分寺崖線などの雄大な緑，多摩川や野川などの水辺と湧水に恵まれた自然環境に支えられながら，農業や歴史・文化活動が行われ，生活が営まれてきました。その一方で，都心に近接し利便性の高い立地特性から市街化が進行し，豊かな自然と都市活動が調和を図りながら，まちが形成されてきました。このような自然・歴史・文化の中で，市民が生活し活動が続けることにより，調布市固有の景観がはぐくまれてきました。

調布市では，これまで地区計画制度，建築物の絶対高さを定める高度地区や深大寺通り沿道観光関連産業保護育成地区における特別用途地区の指定，開発事業指導要綱などにより，良好な景観形成に向けた規制誘導を実施してきました。

また，美しい街並みなど良好な景観に関する関心の高まりなどを背景に，平成17年6月に景観に関する基本法である景観法（平成16年法律第110号）が全面施行され，東京都では平成19年4月に東京都景観計画が施行されました。現在，全国的に景観法を活用した景観まちづくりへの取組が進められています。

調布市でも，平成21年度に「地域別街づくり方針」を策定し，景観については，市民との協働により武蔵野の自然景観の保全やうるおいのある都市景観の形成という方針を示しました。今後は，「調布らしさ」をはぐくむ地域ぐるみへの取組へと広げていきたいと考えています。

この景観基本計画は，総合的かつ長期的な視点にたって，都市計画マスタープランに掲げた将来都市像「住み続けたい緑につつまれるまち 調布」を景観という側面から実現するため，個性的で魅力あふれる「調布らしい景観」をつくりはぐくんでいくための基本的な方向性を定め，それを市民・事業者・市の三者の共通の認識として示し，協働して調布市の景観づくりを推進していくことを目的として策定します。

## 2 計画における景観の捉え方

景観は、まちの眺めであり、まちの歴史・文化であり、まちに生活する人々の暮らしぶりも表しています。普段、私たちが目にしている緑や川などの自然をはじめ、住宅、商店、農地、道路、鉄道など、様々な市民生活が積み重なった姿ともいえます。

また、私たちは、色や形ばかりでなく、様々な感覚を使って眺め感じ、まちの全体的な印象として心に刻んでいます。そのため、まちの外観だけを美しくするのではなく、まち全体を誰もが住みやすくしていくことが、良好な景観形成につながっていきます。

良好な景観のまちは、まちへの愛着や誇りを生み、訪れる人へは安らぎを与えてくれます。良好な景観形成のためには、地域の個性を十分に理解し、地域にふさわしいまちづくり、景観づくりを行っていくことが大切です。

まちを効率的、機能的に整備していくことにとどまらず、景観に配慮したまちづくりを推進していくに当たり、本計画において「景観」を、以下の視点から考えます。

### ○多様な価値観も含めて『景観』とします。

景観は、眺めの価値（見える部分）だけではなく、安全性、利便性、快適性など、市民の日常の暮らしの質を高める多様な価値観（見えない部分）も含めて景観とします。

### ○市民が日常的に眺める身近な『景観』をはぐくみます。

絵はがきになるような景観だけではなく、多くの市民が日常的に眺める身近な景観に注目し、その景観を市民一人ひとりがはぐくむことの大切さを共有します。

### ○地域固有の景観資源の価値を共有し『景観』を熟成します。

景観の骨格をつくる自然環境の魅力を高めるとともに、市内各所に残る地域固有の小さな景観資源の価値を発見・共有することで景観を熟成していきます。

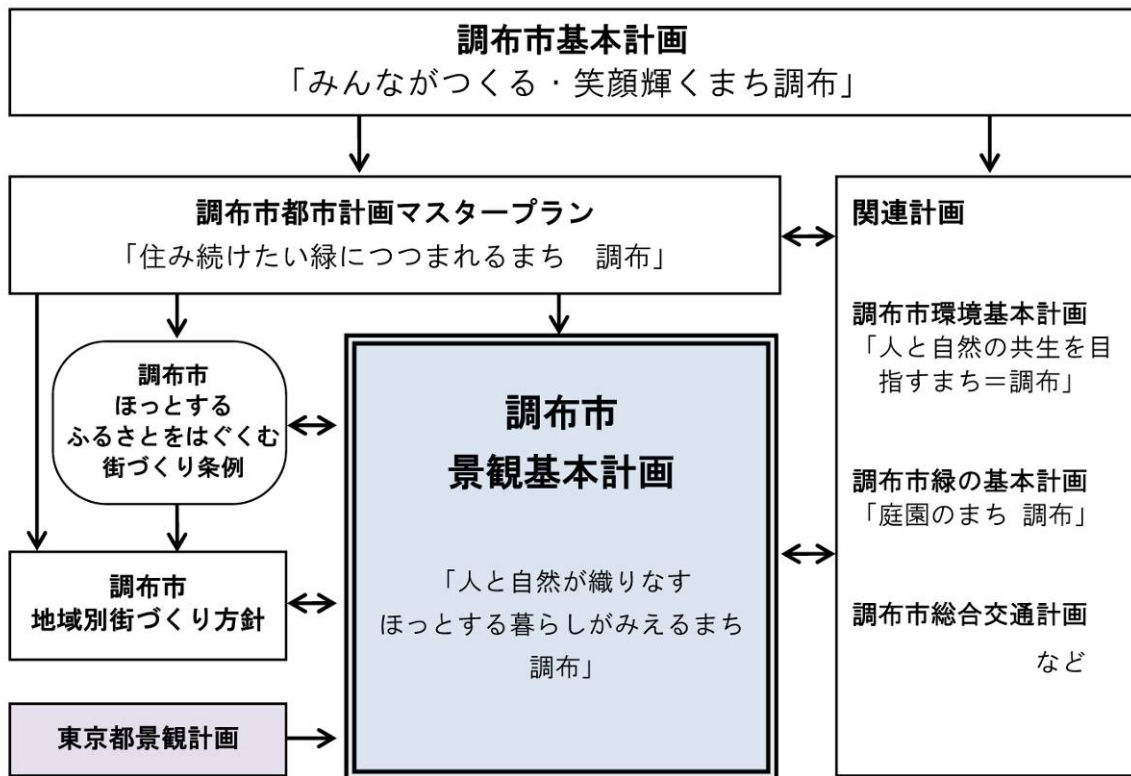
### ○市民の表情が『景観』の表情となります。

景観には、その場所にいる人々の笑顔や駅へ向かう人々の流れなど、人々の多様な表情や活動の様子が景観の表情に映し出されます。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、「調布市基本計画」に即し、「調布市都市計画マスタープラン」を上位計画として、「調布市地域別街づくり方針」や「調布市緑の基本計画」などの関連する計画や施策と連携しながら、本市における良好な景観形成についての基本的な指針となるものです。

また、東京都景観計画との整合を図りつつ、「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」や都市計画法などの関連法令に基づく施策などとの連携を図りながら、本計画に基づき本市の景観づくりに取り組みます。



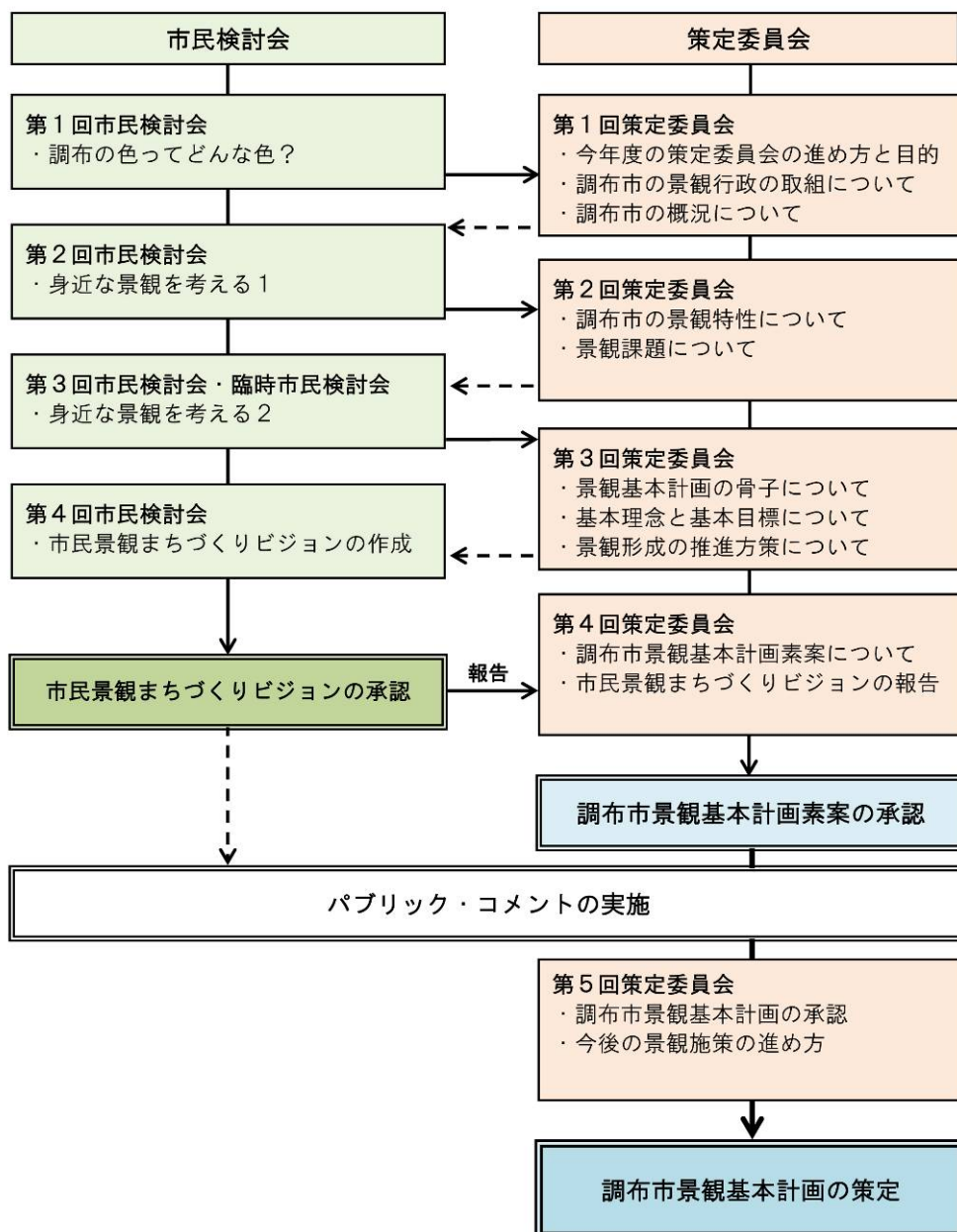
※「東京都景観計画」では、東京全体として良好な景観を形成していく重点区域として、調布市の国分寺崖線及び崖線と一体となって景観をつくり出している地域を国分寺崖線景観基本軸と位置づけています。

## 4 計画の策定体制

調布らしい良好な景観形成を実現するためには、調布市の目指すべき景観形成の考え方や、それらを実現するための方法を市民と共有することが重要となります。

そのため、本計画の策定に当たり、市民30人で構成される調布市景観基本計画市民検討会（以下、「市民検討会」という。）を設置しました。

また、学識経験者や関係団体代表などで構成される調布市景観基本計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）も設置し、市民検討会と策定委員会の両輪で検討を行い、本計画を策定しました。



※市民検討会委員は、無作為抽出による依頼、公募を行い、抽選で30人の検討会委員を選定しました。



## 5 計画の対象区域

本計画の対象区域は、調布市全域 21.53 km<sup>2</sup>とします。

